

組織見直しの考え方について

現在、区は行政活動を部門、分野及び施策に体系化し、それぞれに具体的な目標を定め、その目標を実現するための取組を行う「目標と成果による区政運営」を進めており、その達成すべき目標にあわせて予算、組織を編成している。

部(室)長は、部(室)の事務分掌を分野及び施策に区分し、分野の責任者である統括管理者及び施策の責任者である執行責任者を指定している。

現在の組織については、「分野」という組織名称や、「参事・副参事」、「統括管理者」、「執行責任者」という責任者の名称について一般的にはなじみがなく、区民や外部の人には分かりにくい、目標体系に合わせ事務が細分化しすぎているなど課題が指摘されてきたところである。

今回、区民にとって分かりやすく、区政を効果的かつ効率的に運営できる組織を構築し、また、平成31年度に向けた新たな区政課題への対応や、取り組みの改善を図るため、次のとおり組織見直しの考え方を整理したので報告する。

1 組織見直しの視点

- (1) 区民にとって分かりやすい組織・責任者の名称
- (2) 選択と集中による効果的・効率的な組織や執行体制の構築

2 組織見直しの考え方

- (1) 経営本部体制の廃止及び目標体系による事務分掌の区分の廃止等
 - ア 経営本部体制を廃止し、構成している「室」を「部」として再編する。
 - イ 部の事務分掌を分野に、分野の事務を施策に区分することは行わない。
- (2) 部、課及び係の設置
 - ア 部の事務を分掌させるため、部に課を設置する。
 - イ 課に課長を置き、課の事務を担わせる。
 - ウ 課の事務を分掌させるため、課に係を置く。
- (3) 組織の適正規模の確保
スパン・オブ・コントロールの観点から組織を見直す。
- (4) 効率的・効果的な執行体制の確保
関連性の強い事務事業は、できるだけ統合し、部間にまたがる場合には、事業・事務を移管して効率的・効果的な事務執行を図っていく。その際、区議会の常任委員会の所管事項との整合性も考慮する。

3 主な見直し内容（案）

- (1) 決算分析・新公会計を予算編成へ反映させるため、予算と決算を1つの部署で所管し、予算と決算を一連の流れとして位置付ける。
- (2) 行政評価と業務改善を1つの部署に統合し、評価と改善を一連の流れとして位置付ける。
- (3) 区民の関心事や情報提供に係るニーズを把握し、それを広報活動に生かすため、広聴機能と広報機能を1つの部署に統合し、一体的に取り組む。
- (4) 情報政策と情報システムの運用を同一部に整理し、一体的に取り組む。
- (5) 防災、危機管理、生活安全に係る組織を同一部に整理し、一体的に取り組む。
- (6) 地域包括ケアシステム推進体制に係る施策を整理し、執行体制の強化を図る。
- (7) 地域子ども関係施設に係る施策を整理し、一体的に事業展開を行う。
- (8) まちづくりに係る組織を整理し、執行体制の強化を図る。

4 今後のスケジュール（案）

- ・平成30年11月 閉会中の委員会にて「組織改正（案）について」報告
- ・平成30年12月 第4回定例会へ組織条例改正に係る議案提出